

## ドイツの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland (BRD)。以下「ドイツ」という）の法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ドイツ法は、日本だけでなく、オーストリア、スイス、ギリシャ、トルコ、韓国等にも大きな影響を与えてきた。明治期以降、多くの日本の法学者及び法律実務家がドイツに留学する等してドイツ法を研究してきた結果、さまざまな法分野においてドイツ法は模範とされてきた。そのため、日本の法制度のかなり多くの部分は、ドイツの法制度と相当に似通っているし、法律用語についても、ドイツ語をそのまま直訳して日本語となっている場合が多い。日本法を学んだ者にとって、ドイツ法は非常に理解しやすいものとなっている。そもそもドイツ法は、ローマ法を起源とし、精緻に構築された抽象的な理論体系と演繹的な論理性を特徴とする。このような特徴は、日本法にも、相当程度受け継がれているといえよう。また、ドイツは連邦（Bund）制の国家であり、連邦法を有するとともに、各地の州（Land）においては独自の州法を有していることにも留意されたい<sup>2</sup>。

ドイツの知的財産法は、実際上、日本を含む世界中の国・地域の知的財産法に大きな影響を及ぼしている<sup>3</sup>。その意味で、ドイツの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等についてることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ドイツの知的財産法の概要を紹介することとしたい（なお、ドイツも加盟しているEUの知的財産法の説明については、別稿を参照されたい<sup>4</sup>）。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> ドイツの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧洲編〕第1回 ドイツ」（『国际商事法務 Vol.40, No.10』（国际商事法研究所、2012年）所収）1523～1528頁を参照されたい。

<sup>3</sup> 最近の例として、平成24年4月1日に日本で導入された特許の移転請求制度は、ドイツの制度を参考にしつつさらに発展させたものであることが挙げられる。AINZEL・フエリックス＝ラインハルト著「特許の移転請求制度（特許法第74条）における今後の運用に対するドイツ法からの提言」（『知財管理 Vol.63, No.10』（日本知的財産協会、2013年）所収）1565頁。

<sup>4</sup> 「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁。

## II 知的財産法全般

一般に、ドイツの法制度は、連邦法と州法から構成されるが、知的財産法の分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。連邦法としては、特許法、商標法、著作権法等がある。また、連邦裁判所及び州裁判所の判例も、重要な役割を果たす。

ドイツは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、特許協力条約（PCT）、欧州特許条約（EPC）、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、国際特許分類に関するストラスブル協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。

知的財産権に関連するドイツの政府機関には、様々なものがある。ドイツ特許商標庁（DPMA）は、ドイツ連邦政府の司法省に属する機関の一つであり（本部はミュンヘンにある）、特許、実用新案、意匠及び商標等の権利付与、従業者発明に係る報償の調停等を管轄する。また、ミュンヘンには、「マックス・プランク知的財産・競争法研究所（MPI）」もあり、知的財産法及び競争法の研究機関として世界的に有名である。

ドイツは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、ドイツ国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、ドイツ国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については共同体商標制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許について、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

## III 特許

ドイツで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、ドイツ等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、ドイツ特許商標庁に特許出願を行い特許を取得する

ことである。いずれの方法も、PCT国際出願をもとに行うことができる。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である<sup>5</sup>。ドイツ国内に住所を有しない出願人は、ドイツの弁護士又は弁理士に出願を委託しなければならない。出願にあたっては、原則として、ドイツ語を用いなければならない。もし日本語や英語等の外国語で出願を行った場合、後にドイツ語訳を提出しなければならない。

特許権付与の要件は、①不特許事由に該当しないこと、②新規性があること（出願日又は優先日前に国内又は国外で公知、公用となり又は刊行物に記載されていなかつたこと）、③進歩性があること、及び④産業上の利用可能性があることである。

出願日又は優先日から18か月後に出願が公開される。出願公開後は、仮保護の権利が発生する。ドイツでは、特許庁の官報で出願書類を閲覧することができることの公示がなされると、その後は、特許公報が発行されていなくても、補償金支払請求が可能とされている。そして、補償金支払請求できる金額としては、「発明の実施の許諾を得ていたとすれば、適正な対価として支払われるべき金額」又はそれより少ない額が認められるにすぎない<sup>6</sup>。

特許権付与を受けるためには、出願日から7年以内に審査請求を行わなければならない（出願日から7年以内に審査請求を行わないと、出願は自動的に失効する）。なお、審査請求とは別に、出願日から7年以内に、新規性調査請求を行うこともできる。

実体審査の結果、審査官が特許要件を満たしていないと判断した場合、「指令」（拒絶理由通知書）が送達される。その後、審査官は、最終的に、意見書や補正書等を勘案して、（補正を認めて）特許を付与するか拒絶するかを決定する。拒絶査定に不服がある場合は、決定日から1か月以内に不服審判を請求することができる。

ちなみに、特許審査ハイウェイ（PPH）申請の要件を緩和し、対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI」試行プログラム（これまでのPPH申請は、出願人が最先に特許出願をした国（第一序）の審査結果に基づいてのみ可能とされてきたが、これでは、有益な審査結果が国際間で十分に活用されないという「モッタイナイ」状況があった。そこで、どの国に先に特許出願をしたかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果に基づきPPH申請を可能とするプログラム）が、2012年11月から日独間でも開始された<sup>7</sup>。

特許付与公告日から3か月以内であれば、誰でも異議申立てを行うことができる。異議申

<sup>5</sup> なお、ドイツでは、「従業者発明法」により、従業者発明（職務発明）は、まず従業者に帰属し、それを使用者に譲渡するという構成になっている。その際、使用者は、従業者に対し適切な補償を与える義務がある。補償金額の算定方法について定めたガイドラインが策定・公表されているが、法的拘束力は無い。ドイツ特許商標庁内には、補償に関する紛争を解決するための調整委員会が設置されている。近時、ドイツにおいても、法改正をめぐる様々な議論が巻き起こっている。

<sup>6</sup> 川田篤著「日独の発明の公開後の補償金支払請求権の比較」（『知的財産法政策学研究 Vol.42』（北海道大学大学院法学研究科、2013年）所収）126・170頁。

<sup>7</sup> [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/germany\\_mottainai.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/germany_mottainai.htm)

立てが無い場合及び異議申立てがあつてもその理由が認められない場合は、特許権が付与される。特許権の存続期間は 20 年である。

特許権の保護範囲は、特許請求の文言の範囲、及び均等の範囲を含む。ドイツでは、特許権の保護範囲は、「法律問題」であるとされている。均等と認められるための判断基準については、2002 年に下された一連の連邦通常裁判所判決によると、以下の 3 つが挙げられている。即ち、①発明の基礎にある課題が、客観的に同一の効果を有する手段により解決されているか否か、②専門知識を有する当業者が、被疑侵害製品の手段を同一の効果を生じるものとして想到できるか否か、③当業者が、特許請求の技術的思想の実質的意味に基づき思考することにより、被疑侵害製品の手段が当該実質的意味に対応した同等の価値を有するものと認識できるか否か、である<sup>8</sup>。

特許権の実施義務は無いが、特許付与後は毎年、維持年金を納付しなければならず、しかも年金額は年々高額となる。第三者から特許実施許諾の申出があれば、取捨選択権無しに、適正な補償に基づき、これを受け入れる旨の宣言書をドイツ特許商標庁に提出した場合、その後の年金額は半額とされる。上記宣言は、特許出願後、いつでも提出することができる<sup>9</sup>。

知的財産権ライセンス契約は、契約自由の原則により、原則として、両当事者の合意により、どのように定めることも可能である。ドイツでは、ライセンスの範囲が不明確な場合、「知的財産権者は通常、許諾目的を遂行するのに必要な範囲でのみライセンスするにすぎない」という原則（許諾目的の理論）が適用される<sup>10</sup>。特許ライセンスのロイヤルティの売上高比率に制限は無い。

#### IV 実用新案

ドイツの実用新案制度は 1891 年に設けられて以来、長い歴史を有する。現在の実用新案法は 1986 年に公布されたものを基本として、その後、改正を経て今日に至っている。

現在のドイツの制度では、実用新案権の進歩性は、特許のものと同程度とされているため、「小発明」を保護するという機能を失っており、むしろ、特許権が付与されるまで暫定的な保護を与えるという機能が主なものとなっている<sup>11</sup>。

実用新案権の保護対象は、「方法及びプロセスを除く全ての特許可能な発明」である。

実用新案出願を行うことができるのは、考案者及び承継人である。出願にあたっては、原

<sup>8</sup> 川田篤著「日独の裁判所における均等論の比較 —技術的範囲の解釈を踏まえて—」（『AIPPI Vol.55, No.7』（日本国際知的財産保護協会、2010 年）所収）16 頁。

<sup>9</sup> 井上敦著「LOR（License of Right）の利用について」（『知財管理 Vol.63, No.10』（日本知的財産協会、2013 年）所収）1684 頁。

<sup>10</sup> Clemens Tobias Steins ほか著「ドイツ企業とのライセンス契約」（『知財ライセンス契約の法律相談〔改訂版〕』（青林書院、2011 年）所収）856 頁。

<sup>11</sup> 山本信平著「各国の実用新案制度の特徴と今後の動向」（『Japio YEAR BOOK 2012』（日本特許情報機構、2012 年）所収）74 頁。

[http://www.japio.or.jp/00yearbook/files/2012book/12\\_1\\_03.pdf](http://www.japio.or.jp/00yearbook/files/2012book/12_1_03.pdf)

則として、ドイツ語を用いなければならないこと、もし日本語や英語等の外国語で出願を行った場合、後にドイツ語訳を提出しなければならないこと等は、特許出願の場合と同様である。

新規性、進歩性、産業上の利用可能性についての実体審査は行われずに、方式審査のみで実用新案登録され、公報により公告される（実務上、出願から約8か月で登録に至る）。実体審査は無いので、審査請求制度は無い。出願人又は第三者は、ドイツ特許商標庁に対し、登録実用新案に関する新規性調査請求を行うことができる。

実用新案登録の場合の「新規性」の要件は、特許の場合とは異なり、①口頭での発表、②外国における公然実施、及び③出願人の創作活動に基づく出願の6か月前までの開示は、新規性を阻害しない<sup>12</sup>。

実用新案権の存続期間は10年である（出願後最初の存続期間は3年であるが、その後、3年、2年、2年というように、合計10年まで延長することができる）。

実用新案登録後、特許の場合と異なり、維持年金を納付する制度は無い。

既になされた特許出願と同一の発明について、特許出願の出願日又は優先日を主張して、実用新案出願を行うことができる（分岐出願制度）。この実用新案出願は、特許出願についての拒絶査定等が確定した後2か月以内で、且つ特許出願日後10年以内に行う必要がある。

被疑侵害者は、ドイツ特許商標庁に、実用新案登録の無効を請求することができる。また、実用新案登録は実体審査を経ていないため、侵害訴訟で実用新案登録の無効を主張することができる。

実用新案権の実施義務は無い。

## V 意匠

意匠については、「EU全体において有効な意匠制度」と、「ドイツ等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」（Community Designs）と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU域内市場に関連する実体規定については調和されている。

ドイツの意匠法によると、意匠とは、「物品の全体又は一部の平面的又は立体的な外観」をいうものと規定されており、部分意匠制度が採られている。

新規性、独創性についての実体審査は行われずに、方式審査のみで意匠登録され、公報により公告される（実務上、出願から約3～4か月で登録に至る）。実体審査は無いので、審査請求制度は無い。

方式審査の結果、審査官が方式要件を満たしていないと判断した場合、「指令」が送達される。その後、2か月以内であれば、不備を是正することができる（不備を是正した日が出

<sup>12</sup> 多田達也著「ドイツの特許制度とそれを取り巻く環境」（『特技懇 No.260』特許庁技術懇話会、2011年）所収）33頁。

願日となる)。審査官は、最終的に、意見書や補正書等を勘案して、(補正を認めて)特許を付与するか拒絶するかを決定する。拒絶査定に不服がある場合は、決定日から1か月以内に不服審判を請求することができる。

意匠の新規性、独自性の有無については、意匠登録後の取消し請求により争われる。意匠法の2013年改正により、不法に登録されている意匠権に対して、誰でもドイツ特許商標庁に申請することにより取消しを可能とする等、意匠権取消しを容易にする改正が行われた。

意匠権の存続期間は25年である(出願後最初の存続期間は5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる)。

## VI 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU全体において有効な商標制度」と、「ドイツ等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「共同体商標」(Community Trademark (CTM))と呼ばれるものであり、欧洲共同体商標意匠庁(OHIM)に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU域内市場に関連する実体規定については調和されている。

ドイツの商標法(標章及びその他の識別標識の保護に関する法律)は1994年に公布されたものを基本として、その後、改正を経て今日に至っている。

ドイツで商標として保護される対象は、識別性があり、視覚で認識できるように表現することができるものであり、具体的には、言葉、図形、文字、数字、音、立体、色彩の組合せ等である。また、商業的表示(例えば、企業の商号、著作物の題号、地理的原産地表示等)も、商標法の保護対象となる。

出願にあたっては、原則として、ドイツ語を用いなければならない。もし日本語や英語等の外国語で出願を行った場合、後にドイツ語訳を提出しなければならない。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。出願公開制度、審査請求制度は採られていない。早期審査の請求は可能である。実体審査は、①絶対的不登録事由(例えば、識別力を有しないこと、公序良俗に反すること等)に該当しないか否か、及び②ドイツにおける周知商標と同一又は類似でないか否かという点について行われる。出願後登録前の方式審査及び実体審査において問題が無ければ、商標登録証が発行され、商標公報による公告が行われる。

公告後3か月以内であれば、異議申立てをすることができる。相対的不登録事由(例えば、先願商標と同一又は類似であること等)に該当しないか否かについては、登録前の審査段階では判断されず、登録後の異議申立ての段階において判断される。

商標権の存続期間は、出願日の属する月の末日から10年間であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。

商標権の使用義務は無いが、登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、請

求により登録商標を取り消されることがある。

商標権又は商業的表示を有する者が、継続して5年間、その後に第三者により登録・使用された商標を知りながら放置していた場合、当該第三者に対する使用差止請求及び登録後の異議申立ては認められない。

## VII 著作権

ドイツの「著作権及び著作隣接権に関する法律」は1965年に公布されたものを基本として、その後、改正を経て今日に至っている。

大陸法諸国では、一般に、著作権は自然権として捉えられる傾向がある（「author's right system」）。即ち、創作行為の成果である著作物が著作者に帰属することは、自然権の見地から正当化されるというわけである。しかし、ドイツでは必ずしも上記のような「自然権論」が徹底されているとはいはず、かといって、英米法諸国にみられる「インセンティブ論」に属するわけでもなく、「憲法上の権利論」というべき立場を探っているとの指摘がある<sup>13</sup>。

EUには、EUレベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。ドイツにおける著作権の保護は、ドイツの国内法に委ねられているが、EU加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後70年と定めている。従前は、加盟国ごとに著作権の保護期間が異なっていたが、最長の保護期間（70年）であったドイツの法制度に合わせ、全加盟国での法制度の調和を図ったものである<sup>14</sup>。

ドイツでは、従来、応用美術の著作権保護に関して、「段階理論」が採られてきた。即ち、電化製品等のデザインは、原則として意匠法により保護されるべきであり、例外的に著作権法の保護を受けるためには、純粋美術と同視できるほどの高度な創作性が必要だとする理論である。しかし、2013年11月13日の連邦通常裁判所判決（バースデートレイン事件）は、従来の判例を変更し、段階理論と訣別した。即ち、2004年に改正された意匠法の下では、意匠法による保護と著作権法による保護との間に段階関係というものは存在せず、応用美術が著作権保護を受けるためには、「芸術に対する感受性を備え、芸術鑑賞にある程度通じた者の理解力に照らして『芸術的』といえる程度で足りる」とされた<sup>15</sup>。

「ドイツ」、「著作権」といえば、「プラーゲ旋風」が思い起こされる。ドイツ人のプラーゲ（Wilhelm Plage）は、欧州の著作権管理団体の委託を受け、1931年以降、日本の多数の放送局・演奏家等に対し、高額の著作権使用料を請求した。当時の日本では、一般的に、著

<sup>13</sup> 栗田昌裕著「ドイツ法における財産権保障と著作権制度」1～2頁。

[http://www.bunka.go.jp/Chosakuen/singikai/kokusai/h26\\_03/pdf/shiryo3\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/Chosakuen/singikai/kokusai/h26_03/pdf/shiryo3_1.pdf)

<sup>14</sup> 多田達也著「欧州の知的財産」（『特技懇 No.261』（特許庁技術懇話会、2011年）所収）76頁。

<sup>15</sup> 上野達弘著「応用美術の著作権保護」（『パテント Vol.67, No.4』（日本弁理士会、2014年）所収）96・107頁。

作権に対する認識が薄く、著作権者の許諾を得ずに楽曲等が無断で使用されていた。プラーゲによる「旋風」に慌てた日本政府は 1939 年に「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」を制定し、許可を得た著作権管理団体のみが著作権管理・仲介業務を行うことができることとした。上記許可が得られなかつたプラーゲは、1941 年にドイツに帰国した<sup>16</sup>。ちなみに、上記許可を得ることができた「大日本音楽著作権協会」は、現在の「日本音楽著作権協会」(JASRAC) である。ところで、現在のドイツにおける音楽著作権管理団体においては、楽曲の使用時間（楽曲が何分間使用されたか）及び使用態様（音楽番組での使用か BGM としての使用か）を報告させ、使用料の正確な配分を図ろうとする制度が採られている<sup>17</sup>。

## VIII 営業秘密

EU には、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。ドイツにおける営業秘密の保護は、ドイツの国内法に委ねられている。

ドイツにおける営業秘密の保護は、2004 年の不正競争防止法により規定されている。「営業秘密」という概念の要件は、不正競争防止法には規定されていないが、判例によると、① 経営上又は営業上の秘密であること、② 公知でないこと、③ 秘密保持の意思があること、及び④ 秘密としておく利益があることである。不正競争防止法 17 条によると、例えば、事業体に勤務する者が、雇用関係において知り又は知り得ることとなった経営上又は営業上の秘密を、雇用関係継続中に、自己又は第三者の利益を図る競争目的で、又は事業者に損害を与える目的で、第三者に開示した者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる<sup>18</sup>。

## IX エンフォースメント

ドイツにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び水際措置等がある。

ドイツでは、特許侵害訴訟は州の地方裁判所<sup>19</sup>において、特許無効訴訟は連邦特許裁判所において、別個の訴訟手続で争われる。特許権者は、特許侵害訴訟において、差止請求、経理情報提出請求、損害賠償請求、製造装置等廃棄請求を行うことができる。特許侵害訴訟の被告は、特許無効訴訟を提起するとともに、特許侵害訴訟の手続の停止を申し立てることが

<sup>16</sup> 詳しくは、大家重夫著『改訂版 ニッポン著作権物語 一プラーゲ博士の摘発録一』(青山社、1999 年) を参照されたい。

<sup>17</sup> 上杉秋則著「欧米における音楽著作権管理と包括徴収方式～欧米の制度から何を学び取るべきか～」(『国際商事法務 Vol.41, No.5』所収) 679～680 頁。

<sup>18</sup> 只木誠著「営業秘密の侵害 一日・独（新）不正競争防止法の紹介一」(『神山敏雄先生古稀祝賀論文集 第二巻 経済刑法』(成文堂、2006 年) 所収) 254～255 頁。

<sup>19</sup> 特許侵害訴訟は、デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンを始めとする全国 12 か所の地方裁判所が管轄する。

できるが、停止の可否は特許侵害訴訟を審理する裁判所の裁量に委ねられており、実務上は、「特許が無効とされる可能性が非常に高い場合」にのみ、特許侵害訴訟の手続が停止されるといわれている<sup>20</sup>。

ドイツの特許侵害訴訟は、一連の訴訟書類のやりとりの後、口頭弁論（約1～2時間）が原則として1回だけ行われる。提訴から口頭弁論まで、約1年かかる<sup>21</sup>。特許侵害訴訟の第一審判決に不服のある当事者は、州の高等裁判所に控訴することができ、第二審判決に不服のある当事者は、さらに、連邦通常裁判所に上告することができる。

ドイツでは、一般的に、日本よりも権利者に有利なエンフォースメントが行われているといわれている。例えば、①仮処分決定が、債務者の審尋無しに、請求から3時間程度で認められることがあること、②均等論の適用範囲はドイツの方が日本よりも広いこと、③弁護士費用を含めた敗訴者負担の原則が徹底していることが指摘されている<sup>22</sup>。

知的財産権侵害が犯罪を構成する場合、3年以下の自由刑又は罰金刑が課される。侵害が業として行われた場合、自由刑の上限は5年とされている。

## X おわりに

以上、ドイツの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、ドイツ国内レベルとEUレベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとって理解が困難である面がある。しかし、先進工業国としての日本とドイツの共通性、及びドイツの知的財産法の世界各国への影響力の大きさを考えると、今後も、ドイツの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要があろう。

※ 初出：『特許ニュース No.13953』（経済産業調査会、2015年、原題は「世界の知的財産法 第3回 ドイツ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>20</sup> ウェブサイト『世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド』中の「ドイツ」の「侵害」6頁を参照。

<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

<sup>21</sup> Clemens Tobias Steins・前掲書865～866頁。

<sup>22</sup> アインゼル・フェリックス＝ラインハルト著「ドイツにおける特許の訂正について」（『パテント Vol.64, No.4』（日本弁理士会中央知的財産研究所、2011年）所収）97頁。